知の循環型社会におけるボランティア活動と社会教育

～「新しい公共」のために

手塚　健郎
（筑波大学）

1　はじめに

戦後，復興から高度経済成長へと歩み続けた日本において，ひたすら「物の豊かさ」を追い求めてきた人々の生活意識は，物質的な豊かさや生活水準に対する満足度が向上していく中で，昭和50年代以降，「心の豊かさ」にとって代わった。人々は多様な生活行動の中から自己実現を果たすことで充実感を得る「生きがい」のある生活を求め，生涯学習の意識へとつながっていった。その後を追うかのように，昭和60年代に入ると，「個人」の生活から「国や社会」に目を向けようとする意識が広まっていった。学習機会の提供を受けた成果を個人に蓄積するだけでなく、その成果を社会に活かしていこうとする考えを，今日，8割以上の人々が持っている(1)ことは，多くの国民が「心の豊かさ」だけでなく，「社会のために役立ちたい」と考えていることを如実に反映しているといえよう。

図1で示されるように，このような社会への貢献意識は，生涯学習に関する意識と相関するように伸展してきた。両者の関係は，自らの意思に基づいて他の人々や社会の福利を向上させるために(2)行動するボランティア活動を，生涯学習振興の観点から推進してきたこれまでの軌跡に象徴されると考える。

そこで，本稿ではこれまでの中央教育審議会などで示されたボランティア活動に対する捉え方を照射した上で，知の循環型社会における位置付けを，地方の社会情勢の変化を踏まえつつ整理し，ボランティア活動など人々の地域活動(3)の展開を支援する社会教育の今日的な意義・課題について考察を試みることとする。

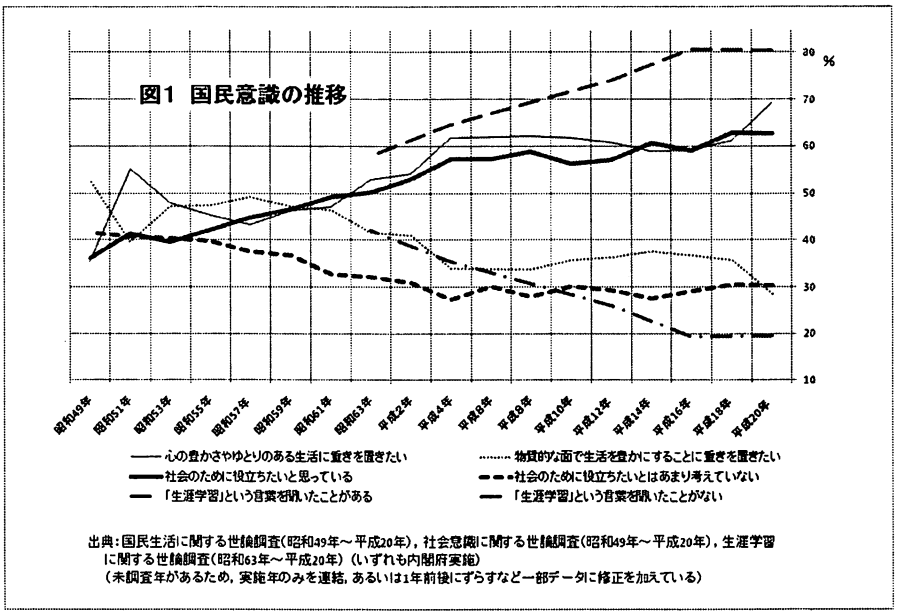

出典：国民生活に関する世論調査（昭和49年～平成20年），社会意識に関する世論調査（昭和49年～平成20年），生涯学習に関する世論調査（昭和63年～平成20年）（いずれも内閣府実施）
（未調査年があるため，実施年のみを連結，あるいは1年前後にずらすなど一部データに修正を加えている）

2　生涯学習の振興とボランティア活動のかかわり

（1）学習活動としてのボランティア活動

我が国における戦後のボランティア活動は福祉分野から広がりをみせたとされている(4)。赤十字奉仕団，大阪社会事業ボランティア協会など福祉分野を中心とした団体，そして社会福祉協議会の設立によって，ボランティア活動の全国的な普及が進み，次いで日本青年奉仕協会など幅広いボランティア

活動の推進団体が発足していった。ボランティア活動という言葉に，体の不自由な人，寝たきりの高齢者など社会的な弱者への援助活動を意味するものとする意識が先行して定着したのにはこのような背景があったものと考えられる(5)。

一方，戦後の高度経済成長は農村部の過疎化，都市部の過密化，核家族化など，生活環境の変化による地域社会の変化をもたらし，国はコミュニティ形成の方策として，ボランティア活動の機能に着目するようになった。昭和44年に国民生活審議会調査部会が出した報告書「コミュニティ―生活の場における人間性の回復」や，昭和46年の中央社会福祉審議会答申「コミュニティ形成と社会福祉」において，人間性回復のためのコミュニティの形成，住民参加による地域福祉計画の方策として提案された(6)(7)。

これに対して，同じ昭和46年に出された社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(以下，「46答申」と略す。)は，生涯教育の視点からボランティア活動を位置付けた。地域における連帯意識の形成を社会教育の課題に掲げる中で，家庭婦人の地域におけるボランティア活動を推進するために拠点となる施設の設置・整備を提言した。厚生省が「社会福祉事業に従事する者の確保の促進」(社会福祉法第89条)に限定していたのに対し(8)，46答申は個人の学習活動を推進する幅広い視点に結びつけ，昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」へと引き継がれていったのである。

ボランティア活動の対象を婦人や高齢者だけでなく，青少年や成人など一般に広げ，生涯学習活動の表舞台に引き上げたのが昭和60年から62年にかけての臨時教育審議会答申である。生涯学習体系への移行などを打ち出した本答申は，生きがいや充実感だけにとどまらず，人々の得た知識や成果を公開の場に発表する機会と地域のボランティア活動とを結び付け，そこに参加する機会を整備することで生涯学習活動の活性化を図る構図を見出すなど，その後の発展の大きな足がかりを作った。これをもとに，平成４年の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」は，生涯学習とボランティア活動の関係を，①自己開発，自己実現，②必要な知識・技術の習得とその実践，③人々の学習支援，の３点に整理し，生涯を通じてあらゆる人々が様々なボランティア活動に取り組むことができるための

支援推進方策を広く打ち出していったのである。

（２）社会貢献としてのボランティア活動

学ぶ人の生きがいや自己実現の側面から生涯学習の振興と結び付けた考え方は，平成７年の阪神・淡路大震災や平成９年のナホトカ号海難・流出油災害などを契機に進化をみせる。被害者をいたわったり，街・自然環境を復興することの重みを，救援活動に参加した本人はもとより，マスメディアを通して多くの人々の胸に感じこませた。それは，行政任せでなく自発的に行動を起こそうとする意識を呼び起こし，平成10年にはNPO法が成立した。

このような状況を背景に，平成11年の生涯学習審議会答申「学習成果を幅広く活かす」では，社会への貢献意識を青少年だけでなく成人一般にも広げ，「ボランティアを志向する社会は，個人が共同体社会への共感に基づいて，自主的にその営みに参加し貢献することに価値を置く社会であり，こうした方向を促進することは，社会をより望ましいものへと変革していくことにつながる」とした。同答申ではさらに，複雑・多岐にわたる様々な課題に，すべて行政にたよることなく迅速かつ柔軟に対応するため，国民一人一人が自己責任と自覚・自立した意識に基づいてボランティアの活動に積極的に関わっていくことが求められるとし，学習成果を地域社会に生かすことが，地域社会に活力を取り戻すうえでの大きな役割となるとも述べている。

この時期は，PFI法が成立するなど，地方公共団体でもNPM論の考えを受けた行政改革が動き出していた。さらに，同じ平成11年の地方分権一括法によって，地方自治体の自主性・自立性が高まり，個性豊かな地域社会の創造の実現に向けた創意工夫が各自治体に問われることとなった。これらの動きとボランティア活動を重ね合わせる視点が浮上しつつあったのである。

（３）新たな「公共」としてのボランティア活動

一方，いじめや不登校，青少年の非行問題など様々な問題が，教育現場で顕在化していたことを受け，平成12年に教育改革国民会議は，教育基本法の見直しや青少年の奉仕活動など，教育を変えるための17の提案を示した。青少年の奉仕活動・体験活動の重要性については，それまでも「生きる力」など多方面からの提言を受け諸施策が講じられてきたが，さらに抜本的な充実に

向けた審議が諮られ，平成14年に中央教育審議会から答申されたのが，「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」である。これらの活動を支援するセンターの設置や社会的気運の醸成などとともに，本答申では新たな「公共」による社会の創造の概念が提言されたことが特筆される。すなわち，個人が経験や能力を生かし，互恵の精神に基づいて利潤追求を目的とせずにより良い社会を創るための活動を，新たな「公共」のための活動とも言うべきものと評価した。その上で，行政に依存しがちな住民の姿勢とニーズの多様化・高度化によって，行政による公共サービスが質的・量的に限界の状況にあるとして，人々が地域の課題解決に向けて主体的に学び，その成果を新たな「公共」のために生かしていく社会を推進する必要性を明らかにしたのである。

この考えは，平成18年に成立した改正教育基本法において，教育の目標の一つとして，第２条第３号に「公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと」と定められた。ここで「公共の精神」とは，社会全体の利益のために尽くす精神をいい，「互いに支え合い，協力し合うという互恵の精神をもって」，「国や社会の問題を自分自身の問題として考え，そのために積極的に行動すること」が期待されている(9)。

平成14年の答申は，新たな「公共」と生涯学習の関係を打ち出し，奉仕活動を推進するための具体的な方策を提言したものの，それを産み出す社会の姿を目標にした生涯学習の振興課題の整理は，改正教育基本法を踏まえた次の平成20年の答申を待つこととなった。

3　地域の人材育成と知の循環型社会

地方分権一括法の制定に導いた地方分権推進委員会は，平成13年，発展的解散に当たって最終報告を出した。この中で委員会は，地域住民に地方公共団体の政策決定過程への主体的な参画を望み，「行政サービスに依存する姿勢を改め，コミュニティで担い得るものはコミュニティが，NPO で担い得るものは NPO が担い，地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の「公共社会」を創造してほしい。」と呼びかけている。団体自治の拡充だけでなく，住民の

視点からみた住民自治の拡充を目指すその後の取り組みは，住民のボランティア活動など地域活動の推進と結び付けられていくこととなった。

（1）「新しい公共空間」と「地域協働」

総務省の「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」は平成17年4月に出した報告書において，「公共」を「公共サービス」と「公共的サービス」[10]に分け，後者のサービスを住民団体，NPO，企業等が主体的に提供することで，「公共」を新たに先進的，開拓的，創造的に担うかたちを「新しい公共空間」と定義した。そして，人が生き生きと地域社会に関わって持続可能な自治体運営にしていくため，公共サービスを行政のみによって担う考えから脱却し，地域の様々な主体が自治体と協働して担うこの「新しい公共空間」の形成を，今後の自治体運営の基本理念に据えたのである。

とりわけ，「新しい公共空間」において，住民の参画する多様な主体が「当該地域の必要とする公共的サービスの提供を協力」して行う「地域協働」は，前年の12月に「今後の行政改革の方針」が閣議決定されたことを背景に，民間委託，指定管理者などとともに地方行革を推進していく上での主要事項に位置付けられた。このように，新たな「公共」のための活動は，「地域協働」という形で，別の観点からも推進されることとなった。

（2）「地域再生」と地域の活性化

一方で，地方は人口の減少に伴って学校，病院など暮らしを支える施設の利用が不便になり，魅力が薄れることでさらに人口が減少するという悪循環に陥っていた。そこで，「地域経済の活性化，地域における雇用機会の創出，その他地域の活力を再生」するために，平成17年に地域再生法が制定され，平成19年の「地域再生戦略」などに基づき，省庁横断的・施策横断的な視点での地域再生が総合的に推進されることとなった。

これらの考えに共通しているのは，「国が施策分野ごとにあらかじめ基準を示すやり方ではなく，地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を，政府として後押ししていく」立場をとっていることである。「地域が自ら考え，実行することで，地域のやる気，知恵工夫を引き出す」スキーム[11]のもと，「地域再生のためのひとづくり・人材ネットワークづくりの促進」（地域再生

方針），地方都市や農村漁村における「多様な主体によるまちづくりの推進と地域コミュニティの再生」（地方再生戦略）などと，地域の担い手となるソーシャル・キャピタルを再生・充実するための人材の育成が，方策の一つとして取り上げられた。

この方向性は各省庁においても独自に策定した各種の地域活性化戦略や調査研究報告書の中で反映され，産業，交通，交流などを通じた地域の発展のための取組となって現れるところとなった(12)。

（３）知の循環型社会の構築と生涯学習

平成20年の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（以下，「20年答申」と略す。）は，国民一人一人の学習活動の促進と，地域コミュニティの形成，子どもの育ちの環境の改善のための生涯学習の振興方策について答申したものである。この中で，学校教育等の支援のための具体的な方策を提言するに当たり，「社会の要請」に基づく目標を明確にした生涯学習の振興を指摘している。知識基盤社会における総合的な「知」を培い，自立した個人と地域社会を育成・形成し，自らの学習した成果を還元して教育力の向上に貢献する持続可能な社会を構築することで，社会全体の活性化と我が国の持続的発展を図る「社会の要請」は，生涯学習・社会教育行政を，平成18年の教育基本法の改正を踏まえて再構築するための基盤として示された。しかし，それにだけにとどまらず，「人づくり」によって「地域づくり」を進めていくコンセプトは，前述した(1)の「新しい公共空間」や「地域協働」，(2)の「地域再生」や地域活性化にとっても，実際に進めていくためのコンテクストにつながるものといえる。

「地方再生戦略」はその後，「地域活性化に向けて税財政面での支援を，地域の自立を支える人材の育成サポートを第一とする方向に大きく転換する必要がある」とし，地域における担い手となる人材の育成や，地域相互間連携を活性化させる「コーディネーター」の育成などの重要性を強調する考えを前面に押し出す内容に改訂された。また，新しい「公共空間」を形成するための具体的な方策を提言した総務省の研究会も，平成21年に出した報告書の中で，「地域を引っ張るリーダーの存在，そのリーダーのもとまとまり同じ目的に向かって歩んでいく住民の力など，人材力こそがアウトプットとしての

地域の活性化に差をもたらす根源的な要素である」と，地域の人材力を基本的視点に掲げている。

人口減少，少子高齢化の進展は日本の社会経済全体から個人の生活・意識に至るまで様々な変化を生じさせ，日本は大きな転換期を迎えているとも言われている(13)。将来も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で，このような地方行政のシフトは，これまで地方公共団体が担ってきた公共的な役割に，多様な担い手の参画が期待されていることを象徴しているといえよう。

4　知の循環サイクルにおけるボランティア活動

上述のように，地域住民に対する行政の基調は，制度あるいは資金提供による他律的な誘導から，ボランティアなど地域活動への参画という個人の自発性へと変化してきている。従来からの「組織」や「枠」に依らずに，行政が人々を自立的な活動に導いていく働きかけは，これまで人々の学習活動によって人づくり，地域づくりを進めてきた社会教育の考えが領域を超えて敷衍され得ることとなる。それは，20年答申の振興理念をもとに社会教育が，地方行政の進もうとする方向性の礎になり得る機会とも考える。そこで，これからの社会教育を考察する前提として，「知識を基盤とする社会」，「自立した地域社会」，「持続可能な社会」の形成との関係を，これまでの提言をもとに改めて整理しておきたい。

（1）ボランティア活動と総合的な「知」

20年答申は，子どもたちに「生きる力」，社会人には「人間力」の育成を求めている。ボランティア活動に参加することは，相手方や，共に活動する他者との間でのコミュニケーションを通して，自己の表現力や他者との関わり方を学び，さらに自分の可能性を新たに見出だす潜在性がある。それは，「してやっているのではなく，させていただいている」という表現(14)にあるように，他者の立場に立って考え，自己を変えていく訓練になり，自分自身の知的，精神的世界を広げていくことができるからである。

狭義の知識・技能だけでなく，とりわけ，他者との関係を築く力のような

豊かな人間性を含む総合的な力は，子どもだけなく成人になって社会の中での生きていく上で極めて重要な力となるものと20年答申は指摘している。職場でのつながりだけでなく，自分の好みでボランティア活動に参加して他者とのつながりをつくることは，自身の人生を豊かにする以上に意義のある学習機会となる。

（２）ボランティア活動と自立した地域社会の形成

改正教育基本法では，新たに，学校，家庭及び地域社会の三者が，それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに，相互に緊密に連携・協力して教育の目的の実現に取り組むことが定められた。学校運営協議会の設置や，地域住民の協力を得て学校に居場所を設ける「地域子ども教室事業」などが，それに当たる。また，木更津市の学校支援ボランティアのように，子どもたちを健やかに育むための地域住民による学校支援の取り組みも自治体の工夫によって行われてきたが，これをさらに全国各地で具体化するために，平成20年度から文部科学省の「学校支援地域本部事業」が始まった。

社会全体の教育力の向上の方策の一つとして掲げられている本事業のメリットに，教員の教育活動に専念できる時間の確保，子どもたちの学習活動や部活動の充実，学校施設の整備など学習環境の向上が挙げられている(15)。それだけでなく地域の人々が活動への参加することは，自分の持つ知識や経験を含むこれまで培ってきた学習の成果を生かす場となるとともに，個人の自己満足の充足にとどまらない新たな「公共」のための奉仕活動となる。それによって，新しい信頼関係に基づく人間関係が形成され，地域の連帯感の醸成，きずなづくりといった地域のソーシャル・キャピタルを豊かなものにする(16)ことが期待されるのである。

（３）ボランティア活動と知の循環型社会

行政による公共サービスの縮小が進み，地域住民が自らその役割を果たしていく状況が増えていくことは，地域で当面する環境問題，地域防災などの多種多様な課題を，自らの力で解決していくことを意味する。そのために地域の住民は学習の必要性を感じて，必要な情報を収集したり，様々な機会を通じて「学習活動」を行う。そこで得た知識や技術・能力を「学習成果」と

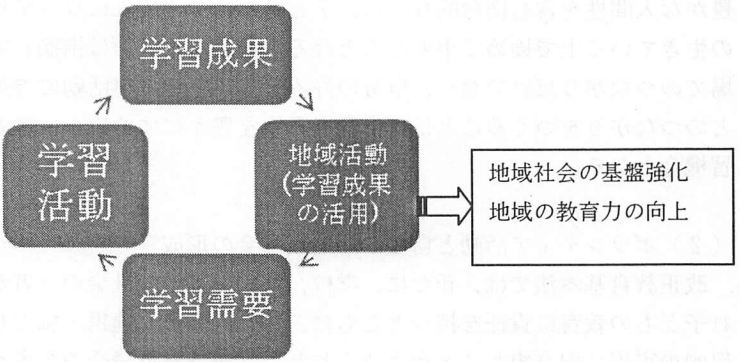

図２　学習のサイクル

して地域や家庭に持ち寄り，ボランティア活動などの地域活動や社会生活の中で課題解決に取り組んでいく。このようにして考えると，地域における知の循環型社会の形成とは，いわば，地域そのもの自身が「生きる力」を育む仕組みづくりと理解できよう。

この考え方は，他の領域での提言にも見出すことができる。例えば，平成21年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第２次基本方針）」では，国，地方，民間が相互に連携して文化芸術を支えるための構造として，「文化芸術の享受，支援，創造，保護・継承のサイクル（循環）が実現する社会を構築する」と述べている。

学校の支援や地域の文化振興など，教育委員会は，結果として自立した地域社会を形成していく有力なリソースを所管しているのである。

5　個人の学習活動から地域づくりへの発展

ここまで，人々の意識は「公共」への参画を指向し，ボランティア活動など地域活動と生涯学習との親和性を述べてきた。もとより，目標とする社会づくりには，個々人の力だけでなく，これらの力を合わせていくことでその可能性がさらに大きくなる。ところが，近年の人々の意識はこれとは逆に，

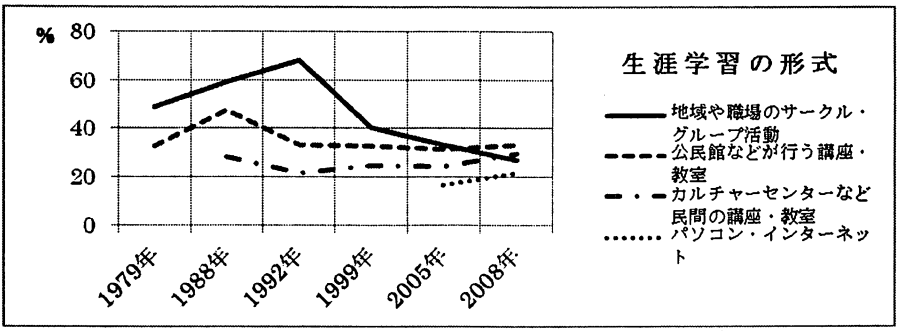

図3　内閣府 生涯学習に関する世論調査　1979～2008より
「どのような場所や形態で「生涯学習」を行ったら良いか」，
あるいは，「したことがあるか」に対する回答

地域でも職場でも，濃密な付き合いを避けて，部分的あるいは形式的な付き合い方を志向する人が増えてきていることが指摘されている(17)。それは，生涯学習の学び方においても，これまで主流だった学習サークルの活動に参加する人の割合が減り続けてきていることに表れている（図3）。

それでも，つながりを求めている人が少数となっているわけではない(18)。地域活動に参加する人の多くは様々な人々とのつながりをつくり，価値観を共有できる仲間を得るなど，精神的な充実感が得られる価値を見出している(19)。人々の学ぶ意識の醸成を通して人と人をつなぐこと一社会教育の今日的課題は，それを前面に押し出していくことなのではないだろうか。

このような期待を込め，このような機能を学習者の学習活動の視点から分析し，新たな「公共」のために社会教育が担う役割を考察してみたい。

（1）　住民一人ひとりの学習からボランティアなどの地域活動へ

平成17年に内閣府が実施したNPOに関する世論調査によると，NPO活動に参加したことのない理由に，多くの者が「きっかけや機会がない」，「NPOに関する情報がない」ことを挙げている。それゆえ，住民一人ひとりの学習活動を源にして，地域の知の循環型社会のサイクルが自立的に動いていくようになるには，とりわけ地域に点在する個人の学習成果を，ボランティア活

動など地域活動に結び付けていくポイントが重要となる[20]。

このようなプロセスをモデル的に事業化したものに，平成19年から20年度にかけて文部科学省が実施した「教育サポーター制度」がある。これは教育委員会が，①学習成果の活用を希望する団塊世代や高齢者等を募集し，②活動に必要な一定の知識・技術，心構え等を身に付ける登録前研修を実施し，③教育サポーターとして認証・登録して活動場所とのマッチングを行い，④地域の学校支援地域本部事業や社会教育学級・講座など実際に現場で活動してもらう，システムになっている。そして，活動終了後に自分のこれまでをレビューして，必要な研修を受講して再登録に進むことで，図2のサイクルを具現化したものとなる[21]。「すぎなみ地域大学」のように，教育委員会にあった人材バンクを改編して区民生活部で開設している例もある。そこでは，小学校の英語活動のサポーター，学校介助員ボランティアの養成などの学校支援関係にとどまらず，障がい者ガイドヘルパー，救急協力員の養成など様々な分野にわたる講座を，講座修了後の本人の活動場所を視野に入れて計画的に開設することで実効性を高めている[22]。

教育サポーター制度に類似した事業も，あるいはそのような意図がなくても，地域人材のネットワーク化や，サークル・グループへの参加のために，修了後の活動機会の需要をあらかじめ把握し，それに必要な知識・技術等を培う学習機会を企画したり，登録者同士の交流の場として活用するなど，計画的に取り組んでおくことが必要であろう[23]。

（2）個人の力を集めた地域活動とその発展

個人では為し得ないことも，互いに協働することで実現できることもある。そこに組織が生まれ，人を通した情報のつながりが拡がり，その可能性が大きくなる。前述の学校支援地域本部事業でいえば，授業の外部講師や学習補助員，校舎周辺の環境整備，あるいは図書室の整備や読み聞かせ，登下校の見守りなど，様々な内容や形態の支援活動が展開されることになる。そして，このような人々の力を結合・調整するために，コーディネーターの存在が浮かび上がってくる[24]。文化財建造物や文化芸術活動でも，その成果を地域の観光振興や産業振興などに結び付けていくには，芸術文化のまちづくりを推進するコーディネーターを養成し，幅広い推進体制にしていく必要があると

されている(25)。

地域活動のスキルアップとともにこのような養成研修を積み重ね，組織の活動レベルは一層高まっていく潜在力を備えていく。そして，一つの広域エリアの中で横とのつながりが築かれると，自治体の全域的な活動へと発展していく。例えば，山形県新庄市では，子どもたちへの読み聞かせ活動をしてきたNPO子育てネットワーク“バルボン”が，他の活動団体と連絡協議会をつくって町の読書推進活動の輪を広げ，平成21年からは共同して市から委託を受けて図書館運営に携わるなど，まちづくり推進に向けて一体となる体制をつくりあげている(26)。

（3）活動レベルの発展に伴う新たな学習活動

このような活動レベルの発展は，図4のような，個人の活動が組織的活動へ，そして公共を創造する活動へと発展していく過程と考える。

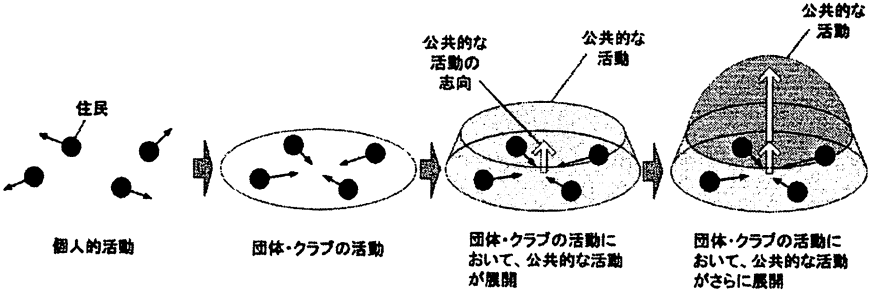

図4　住民活動の公共的展開

（出典）　分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会.
「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」平成17年3月. p23より
（http://www.soumu.go.jp/iken/kenkyu/pdf/050415_2_k04_09.pdf）

それは，各個人あるいはグループとして，活動内容の高度化に必要な知識や技術の習得，そして人と人の交流による新たな地域課題の発見や情報共有など学習活動の堆積過程でもある。これを活動者自身に着目すると，学習活

動と実践を交互に積み重ねていく流れは，知の循環型モデルの１巡目，２巡目…と学習サイクルを重ねていくこととなり，それは，平面上の学習サイクルから上方へ螺旋を描いて昇っていく概念で表される[27]。

これらの学習機会はすべて社会教育だけで完結することもあろう。例えば，図書館であれば，その時々に必要な情報のナビゲートや提供を通して側面から支援し続けることができよう。また，公民館など，地域住民の活動拠点として真っ先に思い浮かべられるイメージが根強くある[28]。役所の施設でありながら住民に親しまれやすい社会教育施設の特長を活かして，地域のプラットフォームとしての活用を通した支援もあろう[29]。一方で，前述したように，地域協働への参画が政策的に強く期待される中，人との交わりによる学習は高度化・専門化する過程で，首長部局や地域の大学が主宰する地域問題・専門領域に関する会合や会議，研究セミナーなどへと移行していくこともある。社会教育調査によると，首長部局の方が，地域の課題解決のための学習講座をより多く開設する調査結果となっている[30]のは，このことの一つの裏付けといえよう。そしてそれは，表だって注目されるようになった頃には，これらと連携した活動として紹介されることを表しているのかもしれない。

（４）総合的な窓口としての社会教育

敢えてそれを直視した上で，段階に応じた学習体系の全体を俯瞰すると，地域の人々を新たな「公共」づくりに誘う最初の入口は，基本的には１つ目の学習サイクルにある。NPO 活動に参加したことのある人に，そのきっかけを聞くと，「友人や知人に誘われた」と回答する者が半分近くを占めている[31]。それゆえ，受講者同士を一つの学習サークルにまとめ，それを足がかりにして地域での活動に踏み出すまでの間，それを支援していく専門職員の働きは，新たな「公共」づくりの卵を孵化して育てる活動そのものといえよう。前出の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」報告書でも，地域協同体[32]の創設の契機をつかむための市町村から地域住民に対する働きかけの重要性を指摘している。

その後につながる「きっかけづくり」の生きた情報を提供し，目標をもった学習計画を創っていくには，他の部局や関係機関の新鮮な情報やこれらとの新たな結び付けが欠かせない。このため，これらとの間で地域づくりのた

めの総合的な教育計画を横断的に立て，社会教育の役割を明確にすることが必要となる。自治体では個々の事業の有効性・効率性を重視する NPM 論の考えに基づき、社会教育事業の民間へのアウトソーシングや，廃止の仕分け判定が下されているところもある(33)。しかし，民間事業者ではペイできないような領域の学習機会については，行政が積極的に自ら提供していく必要がある。それにとどまらず，新たな「公共」づくりに向けた社会教育の機能が，もっと高く評価されるようにならなければならない。

6　ボトムアップ型の「新しい公共づくり」

今日では，「地域の活性化」，「地域コミュニティの再生」など，「新しい公共」の創造を起点にした政策提言が様々な機関から提案され(34)，本年 6 月には内閣総理大臣の円卓会議からも，「新しい公共宣言」が出されている。

このような考えに沿って，各地で推進されている地域協働の多くは，地域資源を育成して新たな経済活動を育成するような，特定の目的に絞って取り組む「テーマ型地域活動」といえよう。これに対すれば，学校支援地域本部事業は，当初こそその性質を帯びるものの，恒常的に見れば地域の保護者や町内会組織などの協力を得て運営していく点で，地縁的なつながりに近い「エリア型地域活動」と考える(35)。生涯学習を振興する観点からの「新しい公共」づくりは，最初から間口の広いボトムアップ的な仕掛けであり，幅広く地域の人々の学習成果を持ち寄って人と人とのつながりを創り上げていくところに特色があると考える。生涯学習振興のための計画・構想の策定，自治体の全体計画や戦略，教育委員会のミッションなどにも，この特長を生かす社会教育としての役割を明らかにしておく必要があるだろう。それによって社会教育事業は参加者の数ではなく，地域づくりへの参画に結び付ける努力が問われることになり，関係部局や機関とネットワークを結んで，地域の学習機会をコーディネートする社会教育指導者が重要な鍵を握っていることが浮き彫りとなる。

生涯学習の振興方策とボランティア活動の位置づけを顧みると，地域コミュニティの形成 → 学習活動 → 社会貢献と変遷して今日，改めて元のポ

ジションに立ち返っていることがわかる。「新しい公共」づくりのための行政活動は，社会教育活動そのものではないかと考える所以である。

本文に掲げた文献以外に，以下の文献を引用・参考した。

(1)　平成20年度生涯学習に関する世論調査（内閣府）によると，身に付けた知識等を活用する必要性について84.2%の人が「生かすべき」と回答している。
(2)　平成12年度国民生活白書で表記されている定義を引用した。
(3)　平成14年の中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」では，ボランティア活動だけでなく，地域における自治体活動，青年団活動，消防団活動，祭りなどへの伝統行事への参加など，従来から行われている地域の一員としての活動も新たな「公共」のための活動と位置付けられると述べている。本稿ではこれらを「ボランティア活動など地域活動」と表記して論じることとする。
(4)　祐成善次.“高まる活動拠点としての民間推進機関の機能”.ボランティア白書90. 日本青年奉仕協会. 1990. p. 194-195
(5)　ボランティア・ラーニング. 日本青年奉仕協会. 1996. p. 23.
(6)　小林雅彦ほか『地域福祉論』第一法規. 2009. p. 7.
(7)　このほか，昭和41年には青少年問題審議会から「当面の青少年対策の重点について」答申が出され，青少年の健全な育成を図る上で社会奉仕活動の奨励の方途を講ずることが望ましいと記されている。 青少年とボランティア活動. 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター. 2002. p. 12
(8)　地域における「新たな支え合い」を求めて. これからの地域福祉の在り方に関する研究会. 平成19年.
(9)　田中壮一郎『改正教育基本法』第一法規. 2007. p. 46-48
(10)　報告では，「公共サービス」を，生活する上で必要があるのだが個人では解決・調達できないサービス，「公共的サービス」を，厳密な意味での「公共サービス」とまでは言い切れないが個人での解決・調達に委ねることも困難であるサービス，と定義している。後者の例として，子育てや介護のように，これまで家庭内で完結していたのが，家族構成の変化等により完結することが難しくなり，それに代わって「官」が関与する形で提供されるようになったものを挙げている。
(11)　この表現は，これまで中央教育審議会答申で示されてきた「生きる力」の育成の構図と似ており，興味深い。

(12)　例えば，平成17年3月には国土交通省都市・地域整備局から「合併市町村における「テーマの豊かなまちづくり」の展開方策検討調査報告書」が，平成18年5月には経済産業省から「地域活性化戦略(少子高齢化時代の地域活性化検討委員会報告書)」が，平成20年3月には厚生労働省から「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」が出されている。

(13)　『国土交通白書』2010. p. 3など

(14)　(5)に同じ　p. 26

(15)　佐藤弘毅「『学校支援地域本部事業』のねらいと社会的背景」，『社会教育』2008. no. 750. pp22-23など

(16)　日本総合研究所『ソーシャル・キャピタル一豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』2004. p. 89

(17)　内閣府『平成19年度国民生活白書』p. 6～など

(18)　内閣府『平成20年度国民生活選好度調査』によると「地域の人々との交流を大切と思っている人」は9割を占め，徐々に減少傾向にあるものの4人に3人は「新しい人々とのつきあいを広げていきたい」と思っている。

(19)　内閣府『平成21年度国民生活選好度調査』では，「ボランティアやNPO活動，市民活動に参加している理由」は，「楽しい」，「仲間ができる」などが上位を占めている。

(20)　新たな「公共」の形成に資する取組は，「地域の課題等を解決していく」タイプと「学習成果を地域に生かす」タイプに大別されると指摘されている。前者は，目的そのものがきっかけとなるのに対し，後者は個人の学習成果がきっかけに結びつくことから，その働きかけは前者に増して重要と考える。国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『新たな「公共」の形成に資する社会教育の在り方に関する調査研究報告書』2008. pp. 62-64参照

(21)　文部科学省『教育サポーター制度の普及に向けて』2008. http://www/mext.go.Jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2009/10/30/1286131_1.pdf#search='教育サポーター制度の普及に向けて'

(22)　文部科学省『社会教育施設等における団塊世代等の学習活動及び学習成果の活用に関する調査研究』2009. pp. 32-35

(23)　財団法人日本システム開発研究所『団塊世代等社会参加促進のための調査研究報告書』2010. pp. 162-163

(24)　三菱総合研究所『学校支援地域本部事業普及促進ハンドブック』2010. p. 13. など

(25)　文化庁では，文化ボランティア・コーディネーター養成プログラム等を開発・実施・普及する「文化ボランティア支援拠点形成事業」を平成20年度から実施している。

(26)　http://www.yamagata-cheria.org/challenge/05jirei/jirei24.html 参照

(27)　日本システム開発研究所『生涯学習による住民主体のまちづくりに向けて』2004. 特に第3部“生涯学習を通じた住民主体のまちづくりの課題と方向性”参照

(28)　国土交通省都市・地域整備局『合併市町村における「テーマの豊かなまちづくり」の展開方策検討調査』2005

(29)　最近では，例えば滋賀県東近江市の八日市図書館の事例が報告されている。府川智行「公共図書館によるソーシャル・キャピタル醸成支援の可能性」,『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2010, pp. 45-48

(30)　平成20年度文部科学省社会教育調査では，例えば，「市民意識・社会連帯意識」を内容とした学級・講座数の割合は，公民館で7.3%，都道府県・市町村首長部局で19.4%となっている。

(31)　内閣府『NPO に関する世論調査』2005

(32)　同報告書. p19. で，「地域における多様な公共サービス提供の核となり，地域コミュニティ組織等など地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的，包括的にマネジメントする組織」と定義している。

(33)　例えば，平成20年度に行われた長浜市の事業仕分けでは公民館管理運営事業が「民間委託化」と，平成21年度には和光市で「廃止」と判定されている。

(34)　この１年間だけでも，「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」（2009年８月 総務省),「地域の活性化に向けて」(2010年３月 自治総合センター),「地域コミュニティの再生・再編・活性化に関する調査研究Ⅱ」(地方自治研究機構）などが出されている。

(35)　『平成19年度国民生活白書』では「エリア型地域活動」を，「地域の地縁組織に参加することによって生まれるつながり」のこと，「テーマ型地域活動」を「特定の目的を果たすために設立された組織に参加することによって生まれるつながり」と定義している。同 p. 63参照。